



# 栃木県公報

平成25年  
5月10日(金)  
第2477号

## 目次

### 公 告

○平成25年度製菓衛生師試験の実施	417
○平成25年度調理師試験の実施	419
○土地改良区役員の退就任	421
○県営土地改良事業の工事完了	422
○指定人の氏名又は名称の変更	423

### 調達等公告

○入札公告	423
○同	424

## 公 告

### ○平成25年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年栃木県規則第50号）第3条第2項の規定により公告する。

平成25年 5月10日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 試験の日時

平成25年 8月7日（水）午前9時30分から正午まで

#### 2 試験の場所

宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

#### 3 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学 (5) 食品衛生学

(6) 製菓理論及び実技（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。）

#### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号に規定する者

(3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

なお、菓子製造業に従事した期間とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定によ

り都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したこととは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

## 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課に備付けのものを使用すること。

### (1) 4(1)及び(2)による者

ア 最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

### エ 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

### (2) 4(3)による者

ア 昭和41年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

### ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ

(3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

### (4) その他

栃木県が実施した平成24年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、学歴を証明する書類、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

## 6 出願期限及び提出先

### (1) 受付期間

平成25年6月19日（水）から同月21日（金）まで（提出先必着）

午前8時30分から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

### (2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

## 7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

## 8 試験結果の発表

平成25年9月11日（水）午前10時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

## 9 受験手数料

9,400円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

## 10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

## ○平成25年度調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則（昭和34年栃木県規則第35号）第2条の規定により公告する。

平成25年5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 試験の日時

平成25年8月7日（水）午前9時30分から正午まで

## 2 試験の場所

宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

## 3 試験科目

(1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学 (5) 食品学  
(6) 食品衛生学 (7) 調理理論

## 4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

## (1) 学歴（次のいずれかに該当する者）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、厚生労働大臣の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

## (2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業の許可を受けた営業の施設

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したこととは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

## 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課に備付けのものを使用すること。

## (1) 履歴書

学歴欄には、最終学歴及び卒業（又は修了）年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

## (2) 学歴を証明する書類

最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

## (3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

## (4) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

## (5) その他

栃木県が実施した平成24年度調理師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(2)学歴を証明する書類」、「(3)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

## 6 出願期限及び提出先

## (1) 受付期間

平成25年6月19日（水）から同月21日（金）まで（提出先必着）

午前8時30分から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

## (2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

## 7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

## 8 試験結果の発表

平成25年9月11日（水）午前10時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

(生活衛生課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年 5月10日

栃木県知事 福田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日	
日 光 市 土 地 改 良 区	理 事	阿久津 清		日光市塩野室町747	25. 3 .31		
	〃	佐藤昭一郎		〃 岩崎1384	〃		
	〃	石川 清一		〃 大室980	〃		
	〃	篠原 則男		〃 岩崎67	〃		
	〃	田井 哲	田井 哲	〃 猪倉2893	〃	25. 4 . 1	
	〃	加藤 雄次	加藤 雄次	〃 町谷1027	〃	〃	
	〃	斎藤 幹雄	斎藤 幹雄	〃 小林111	〃	〃	
	〃	絵面 信行	絵面 信行	〃 〃 1878	〃	〃	
	〃	松本 博	松本 博	〃 板橋1150	〃	〃	
	〃	阿久津勝秀	阿久津勝秀	〃 塩野室町2050- 1	〃	〃	
	〃	斎藤 敏夫	斎藤 敏夫	〃 沓掛308- 1	〃	〃	
	〃	高橋 克明	高橋 克明	〃 吉沢659	〃	〃	
	〃	星 貞光	星 貞光	〃 大桑町88	〃	〃	
	〃	吉原 弘樹	吉原 弘樹	〃 針貝801	〃	〃	
	〃	伊藤 一徳	伊藤 一徳	〃 小倉146	〃	〃	
	〃	大竹 岑雄	大竹 岑雄	〃 明神786	〃	〃	
	〃	渡辺 渡	渡辺 渡	〃 猪倉1951	〃	〃	
	〃	野沢 一敏	野沢 一敏	〃 土沢1666	〃	〃	
				矢嶋 孝好	〃 岩崎894		〃
				阿久津正重	〃 塩野室町752- 1		〃
			斎藤 伸幸	〃 沢又543		〃	
			森山 秀樹	〃 岩崎520		〃	
監 事	福田 豊			〃 水無542	25. 3 .31		



	監 事	諏訪 多一	諏訪 多一	日光市今市17- 6	25. 3 .31	25. 4 . 1
	〃	赤羽 初男	赤羽 初男	〃 小林1466	〃	〃
	〃		斎藤 文明	〃 大室1535		〃
小 山 市 大 谷 東 部 土 地 改 良 区	理 事	堀 繁雄		茨城県結城市小田林1259- 3	25. 3 .31	
	〃	森田 恵介		小山市犬塚792- 4	〃	
	〃	森田 和男		〃 〃 858	〃	
	〃	上原 進		〃 田間278- 1	〃	
	〃	関 定司		〃 〃 632- 1	〃	
	〃	中村 光市		〃 〃 914	〃	
	〃	関 忠洋		小山市武井461	〃	
	〃	黒川 利雄		〃 〃 388	〃	
	〃	山口 茂	山口 茂	茨城県結城市小田林1572	〃	25. 4 . 1
	〃	鈴木 勇	鈴木 勇	小山市横倉519- 5	〃	〃
	〃	阿久津和義	阿久津和義	〃 〃 388	〃	〃
	〃	鈴木 隆夫	鈴木 隆夫	〃 〃 744- 1	〃	〃
	〃		鈴木 康夫	茨城県結城市小田林1393		〃
	〃		森田 政雄	小山市犬塚 3 -10- 1		〃
	〃		森田 光一	〃 〃 1012- 1		〃
	〃		中村 正一	〃 田間440- 1		〃
	〃		山中 香	〃 〃 678- 1		〃
	〃		中村 真	〃 〃 441		〃
	〃		斉藤 健二	〃 武井718		〃
	〃		黒川 芳雄	〃 〃 465- 1		〃
		監 事	中村 泰久		〃 田間884- 2	25. 3 .31
	〃	大関 勤一		〃 横倉747- 2	〃	
	〃		中島 正弘	〃 〃 801		25. 4 . 1
	〃		中村 光市	〃 田間914		〃
烏 山 土 地 改 良 区	理 事	薄井 優		那珂川町白久148	24. 5 .31	
	〃		小森 文夫	〃 〃 790- 1		25. 3 .25

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年 5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営美田中部土地改良（農業用排水施設）事業	平成25年 3月19日

(農地整備課)

## ○指定人の氏名又は名称の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、指定人の氏名又は名称の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成25年5月10日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の氏名又は名称	変更前の氏名又は名称
平成25年 4月1日	一般財団法人栃木県交通安全協会	財団法人栃木県交通安全協会

(会計局会計管理課)

## 調達等公告

## ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年5月10日

栃木県知事 福田 富一

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び委託業務件名

栃木県企業局新企業会計システム機器（基本ソフトウェア含む。）等調達一式及び保守業務委託

## (2) 購入等物品の特質等及び委託業務内容 入札説明書による。

## (3) 購入等物品の納入期限及び委託業務の履行期間

ア 購入等物品の納入期限 平成25年7月5日

イ 委託業務の履行期間 購入等物品の検査に合格した日の翌日から5年間（保証期間を含む。）

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

## (4) 納入場所及び履行場所 県の指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

## (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、事務用機器又は通信、情報処理若しくはその他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

## (3) 平成25年5月24日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

## (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

## (5) 本県の県税に未納がないことを証明できる者であること。

## (6) 平成15年4月1日から平成25年5月16日までの間において、都道府県への情報システム機器の販売及びその保守業務の実施実績を有することを証明できる者であること。

## (7) 本入札に係る入札説明書の交付を受け、当該入札説明書に記載する事項を履行する者であること。

## 3 入札の手続等

## (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町12-11栃木会館6階

栃木県企業局経営企画課企画調整担当

電話028-623-3832 FAX028-623-3826 E-mail:kigyokeiei@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年5月24日午前10時 栃木会館6階企業局第1会議室に持参すること。

(3) その他

入札説明書は、平成25年5月13日から同月17日までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号。以下「財務規程」という。）第116条第1項各号に掲げる入札及び同条第2項に規定する入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(企業局経営企画課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年5月10日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 平成25年度県立学校環境衛生検査業務委託

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約を締結した日から平成26年3月14日（金）まで

(4) 履行場所 栃木県全域（県立学校）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成25年6月4日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 本委託業務を担当させる事業所は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第2号に掲げる事業に係る登録を受けていること。

(5) 本委託業務を担当させる事業所は、計量法（平成4年法律第51号）第107条第1項第2号に掲げる事業に係る登録を受けており、本委託業務の実施に当たっては、同法第122条に基づく計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1項第1号による環境計量士（濃度関係）及び同項第2号による環境計量士（騒音・振動関係）の登録を受けている者が各1名以上で監督できる体制をとれること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県教育委員会事務局健康福利課保健給食担当 電話028-623-3418

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年6月4日（火）午後2時 栃木県南庁舎2号館3階東側教育委員会会議室1

(3) その他

入札説明書は、平成25年5月10日（金）から同月24日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。



4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
  - ア 最低制限価格の有無 無
  - イ 詳細は、入札説明書による。

(教育委員会事務局健康福利課)